

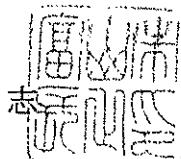


字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり本市の字の区域を変更し、及び廃止したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 15 年 10 月 20 日

富山市長 森 雅



1 字の区域の変更に関するもの

従前の大字、字の区域を変更し、大字「高屋敷」に編入する区域			
大字名	字名	地番	
山室荒屋		45 から 51 まで	
横内	広戸一番	1 の 1 、 1 の 3 から 1 の 7 まで、 7 の 1 、 7 の 2 、 8 の 1	

上記の区域内にある国有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

従前の字の区域を廃止する区域			
大字名	字名	地番	
高屋敷	三枚田割	350 の 1 、 354 、 408 、 430 の 2	

上記の区域内にある国有地の全部を含む。